

平成26年度第1回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成26年5月30日（金曜日）10時00分～10時50分
- 2 場 所 大和市地域医療センター 2階 講習室
- 3 出席者 委員 11人
（中林会長、栗山委員、中川委員、中丸委員、大波委員、鳥淵委員、沼田委員、
臼井委員、古谷田委員、松原委員、松川委員については大和警察署から鈴木 健
二氏が代理出席）
事務局 8人
（街づくり計画部長、他担当4人 関連課3人）
- 4 傍聴人数 なし
- 5 議 題 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
- 6 会 議 録 別紙のとおり
- 7 会議資料 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）
【資料1-1】【資料1-2】

<議題>

大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）

<結果>

大和都市計画生産緑地地区の変更について、検討の結果、諮問案のとおり答申する。

<審議経過等>

大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）

～事務局の説明～

（委員）

ただいまの説明について、質問、意見を願います。

（委員）

初回なので補足したい。本日の案件は2つの都市計画に関わっている。

1つは生産緑地地区である。本日配布された資料に「大和の都市計画」があるが、その6ページに都市計画法に定められた都市計画の種類の一覧表がある。この一覧表は都市計画の基本的な項目を示している。一番上にある「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」はマスタープランに相当する大方針であり、県が作成する。これに準じて市の方針を作成する。それが「大和都市計画マスタープラン」である。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の下段にある「区域区分」、「都市再開発方針等」、「地域地区」の3つは大和市の土地利用の計画を定めるものである。

「区域区分」とは、都市計画区域を計画的に市街化する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分することをいう。大和市には何箇所か市街化調整区域があるが、大部分が市街化区域である。

市街化区域について具体的な土地利用を定めたのが「地域地区」である。表では基本となる「用途地域」を中心に示されている。「地域地区」には他にも種類がたくさんあるが、その中に生産緑地地区がある。本日の諮問はその生産緑地地区について位置、区域、面積の変更を都市計画で決めてくださいという内容である。通常は農業をされていた方が亡くなったり、病気その他で農業ができなくなって廃止したいということが多い。

次に本日の案件に関わっている都市計画のもう1つは土地区画整理事業である。

一覧表の「促進区域」から「市街地再開発事業等予定区域」までは市街地を新たに整備するための仕組みを示している。この中に「市街地開発事業」がある。「市街地開発事業」にもいろいろ種類があるがその中に土地区画整理事業がある。

今回の渋谷南部地区ではここ10数年この土地区画整理事業を行っている。昔の農道、畑だった土地を計画的な市街地にするために土地所有者から少しずつ土地を提供してもらい、街路などを設置し新しく宅地を整えるということを土地区画整理事業として進めてきた。

本日の案件となっている生産緑地地区はこの土地区画整理事業によって、位置と地形を少し変更することになった。このような生産緑地地区の変更について、本日都市計画として認めることを決してほしいというのが諮問の趣旨である。

資料1-2の3ページにある「公図及び事業設計図重ね図」に見える細い線が土地区画整理事業をする前の昔からの農道や畑などの線である。道路が足りず道路に面していない土地もあった。土地区画整理事業を行って道路を整備し、全ての土地が道路に接するように配置換えをした。

こうした中で253番の生産緑地地区を新しい道路に面した位置に配置換えをした。黄色の枠の場所から赤色の枠の場所へ移った。生産緑地地区の面積が140平方メートル減ったが、これは道路その他を整備するために土地所有者が提供した土地の面積に相当する分である。土地区画整理事業によって本日の案件となっている生産緑地地区は新たに道路に面した矩形の農地となった。

大和市には生産緑地地区が352箇所ある。きょう配布された資料に「大和都市計画図」があるが、その中で黒い線で囲まれ、番号がふられた区画が生産緑地地区である。指定から30年間農業を続けることで固定資産税などについて特例措置が講じられ農業が継続しやすいようにしている。

本日の案件はこのような仕組みとなっているが、よろしいか。

質問、意見はいかがか。

なければ質疑を終了する。それでは諮問案どおり答申してよいか賛成の方は挙手をお願いします。

(委員挙手)

(委員)

賛成多数なので、本案件については、諮問案のとおり答申させていただく。なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきたい。

以上で本日の審議は終了とする。

～以上～